

# ココロねっこ BOOK



大人みんなで子どもを育てよう

子どもはどんな宝にも勝るという意味で、「千の倉より子は宝」ということわざがあります。家庭にとって、また社会にとって、まさに、子どもたちは、未来を担う大切な宝です。

親が安心して子どもを生き育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる、そして、子どもが夢と希望をもって成長できる、私たちはそんな長崎県をつくっていきたいと願っています。

早いもので、「ココロねっこ運動」開始から12年が経ちました。このブックレットは、「ココロねっこ運動」の取組をわかりやすく説明したものです。

本県内に子どもの笑顔があふれ、地域のしっかりとした絆の中で子どもを育ていけるよう、これからも県民総ぐるみで、「ココロねっこ運動」に取り組んでまいりましょう。

平成25年3月 長崎県知事 中村 法道





## も く じ

ココロねっこ運動ってなあに？ .....	2
ココロねっこ運動の現状と成果について教えて！ ..	4
実際にどんなことをしたらいいの？ .....	8
地域の「ココロねっこ運動」を見てみましょう！ ..	9
はじめてみませんか こんなことから .....	12
<資料>	
長崎県子育て条例 .....	14



わたしは「ココロねっこ運動」のイメージキャラクター「ココロンちゃん」です。長崎県こども政策局のホームページから、わたしのイラストをダウンロードして利用することができます。

# ココロねっこ運動ってなあに？



子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動です。

「ココロねっこ運動」は、「**長崎県子育て条例**」第22条※に明記されています。（※P17に掲載）

## 「ココロねっこ運動」の始まった主な背景

- ①子どもと真正面から向き合わない大人の増加
- ②青少年問題の顕在化
- ③青少年に悪影響を及ぼす有害情報の増加
- ④完全学校週5日制の開始

平成13年6月  
「ココロねっこ運動」  
スタート



## 「大人のあり方を見直す」ってどうするの？

子どもは、まわりの大人や育つ環境に大きな影響を受けて成長します。子どもが心豊かに成長していくためには、多くの大人の関わりが必要です。

私たちは、家庭で、そして地域で、子どもたちとどれだけ話をしているでしょうか。

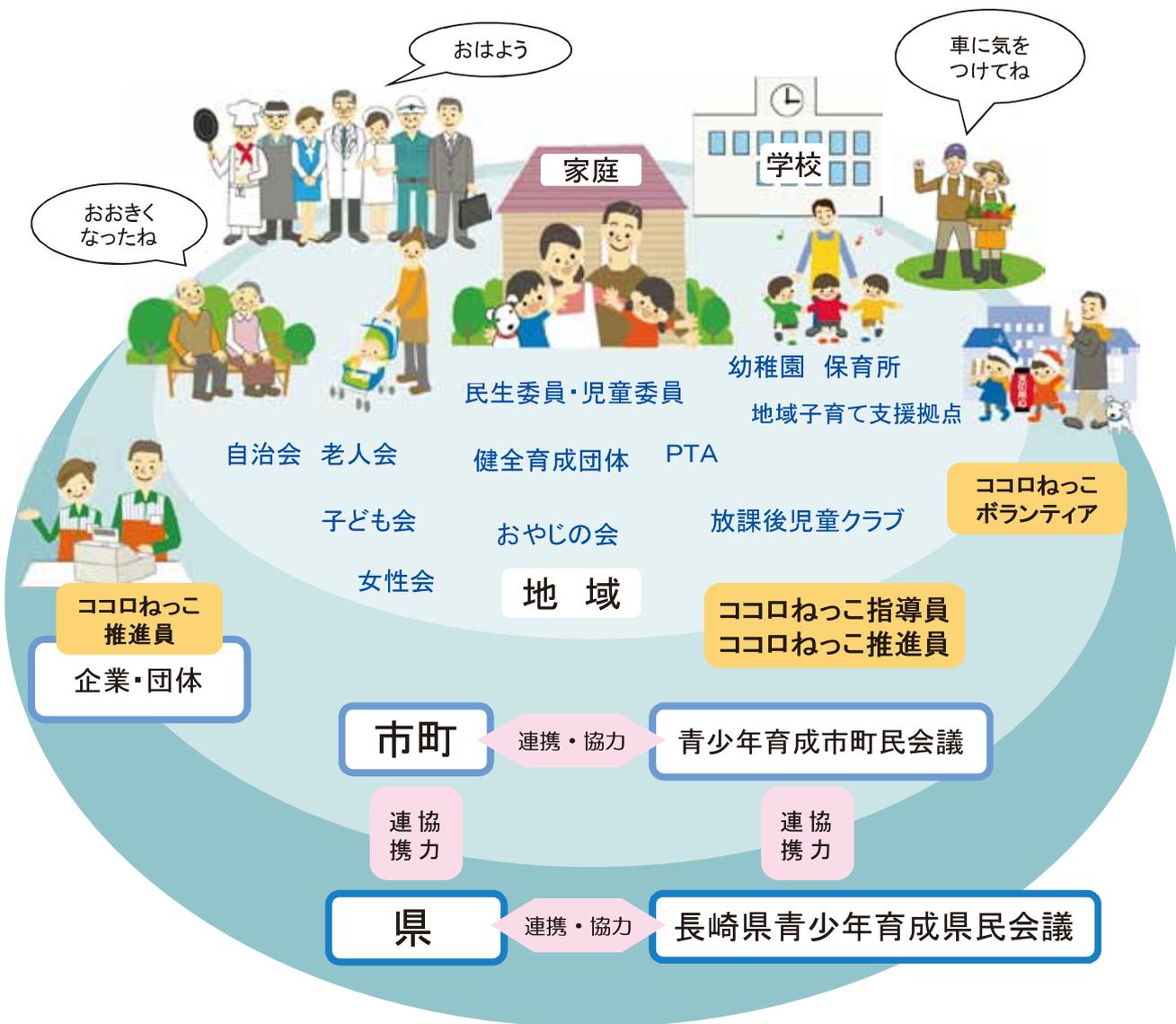
地域では、大人が近所との付き合いを避けるなど、人間関係が希薄になってはいないでしょうか。

地域で大人がつながり、子どもたちと真正面から向き合う社会のなかでこそ、子どもたちの豊かな感性など「心の根っこ」が育まれていくのです。

# さあ、 ココロねっこのまちを つくりましょう



## ココロねっこ運動推進体制のイメージ



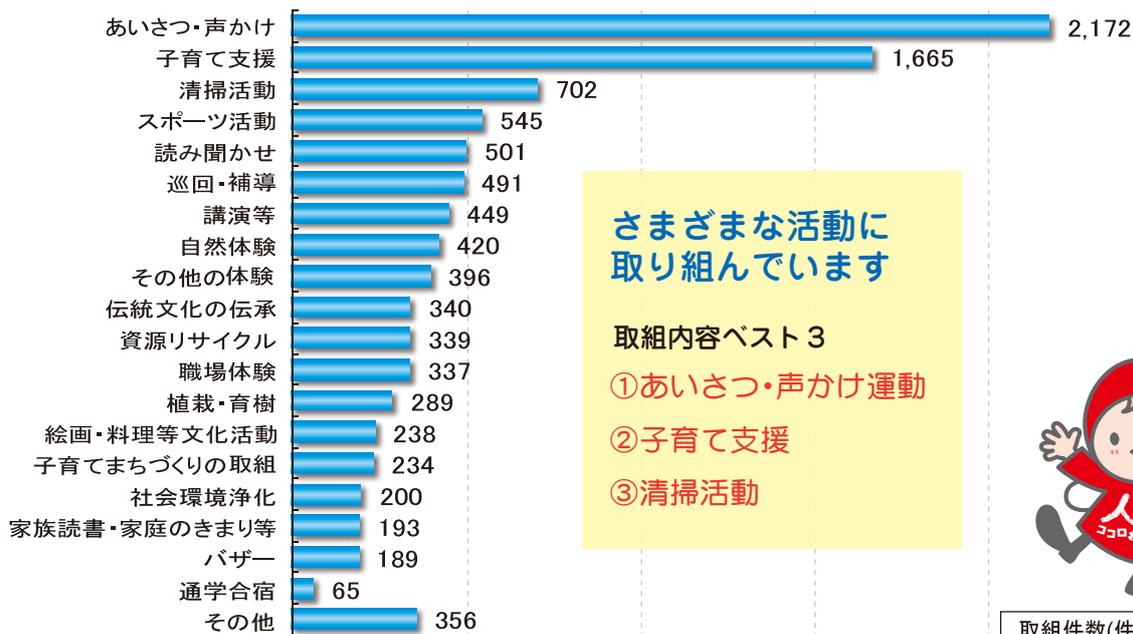
# ココロねっこ運動の現状と 成果について教えて！



## 「ココロねっこ運動」 団体登録数

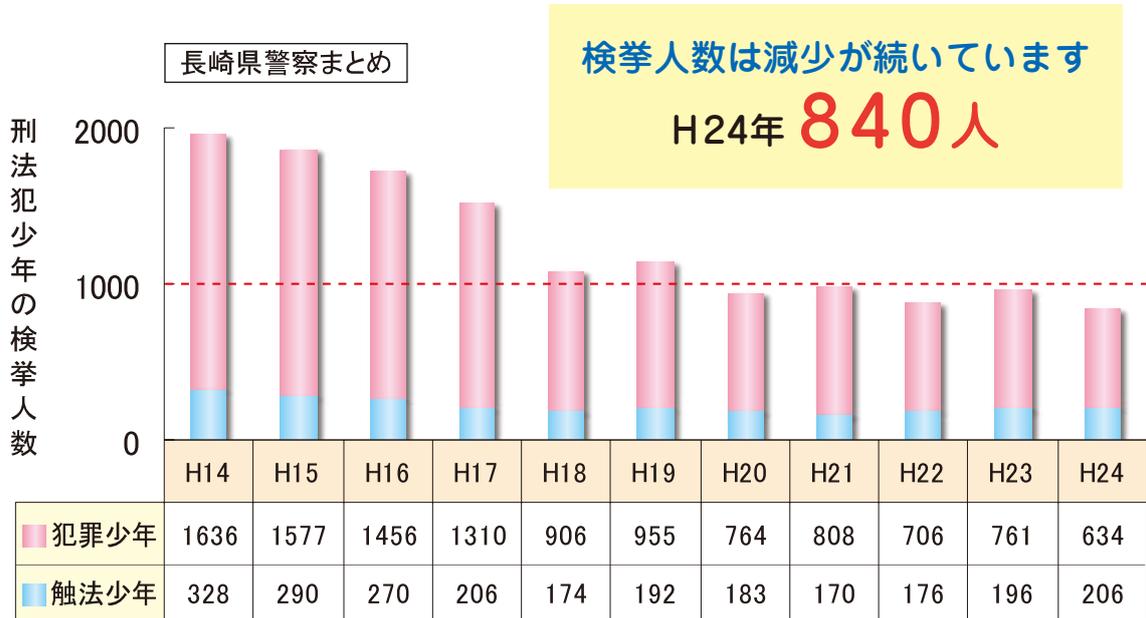


## 「ココロねっこ運動」の取組状況



取組件数(件)

## 長崎県の少年非行の状況



犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいいます。

触法少年とは、14歳未満で刑罰・法令に触れる行為をした少年をいいます。

## 長崎県の子どもの状況

全国学力・学習状況調査（小・中学生）本県の結果より（抜粋）

※H23は全国で未実施



### 朝食を毎日食べる

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	96.2	96.8	97.2	96.5	96.8(96.1)
中学生%	94.5	94.7	95.2	96.0	95.4(93.6)

## 家の人と普段(月～金曜)夕食を一緒に食べる

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	91.4	90.9	92.2	92.2	91.3(89.4)
中学生%	83.7	84.9	85.7	87.1	86.6(82.8)

## 家庭で学校での出来事について話をする

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	71.5	71.6	73.7	76.4	78.2(75.9)
中学生%	61.1	61.6	63.9	67.4	68.6(65.7)



## 地域の行事に参加する

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	68.3	65.0	66.4	67.8	67.0(63.2)
中学生%	40.5	38.0	37.6	39.5	41.1(37.7)

## 近所の人と挨拶をする

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	92.2	92.5	93.3	93.8	94.0(91.1)
中学生%	87.5	87.9	88.8	89.0	91.1(87.3)

## 人の役に立つ人間になりたいと思っている

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	93.9	94.3	94.6	94.9	96.3(94.7)
中学生%	92.4	93.6	93.2	94.8	95.8(93.9)

## 人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている

調査年度	H19	H20	H21	H22	H24(全国)
小学生%	92.7	93.3	93.0	93.0	95.3(94.1)
中学生%	93.4	94.1	93.6	94.5	96.1(94.9)

本県では、家族と一緒に過ごしたり、地域の人とふれ合ったりする子どもが多いことが分かります。



あなたの家庭や地域のお子さんはどうですか？

## 実際にどんなことをしたらいいの？



ココロねっこ運動は家庭や地域、職場など、私たちの生活の中で取り組めます。

「あいさつ運動」や「地域の行事や学校行事に参加する」など、できることから実践してみましょう。

**取り組んでほしい10項目「ココロねっこ10」をまとめました**

### ココロねっこ<sup>テン</sup>10



#### 家庭では

- ①「早寝・早起き・朝ご飯」の生活リズムを確立させましょう。
- ②毎月第3日曜日（※標準日）は「家庭の日」です。家族の絆を深めましょう。  
（例：家族10分間読書、家族一緒にの食事や会話）
- ③学校・PTA行事や地域行事に、すすんで参加しましょう。
- ④親の責任で携帯電話を持たせるときは、子どもたちを守るためにフィルタリングを必ずしましょう。

#### 保育所・幼稚園・学校では

- ⑤楽しい遊びや学び、わかる授業を展開し、たくましく生きる力を育みましょう。
- ⑥いじめや仲間外しがなく、安心して園・学校生活を送れるようにしましょう。

#### 地域では

- ⑦あいさつ・声かけ運動を推進し、子どもも大人も顔見知りになりましょう。
- ⑧子どもや子育て家庭を温かく見守り、相談にのりましょう。

#### 企業では

- ⑨「ノー残業デー」を設定し、家族のだんらんを応援しましょう。
- ⑩学校・PTA行事や地域行事に参加しやすい雰囲気や体制を整えましょう。

# 地域の「ココロねっこ運動」を 見てみましょう！



## あいさつ・声かけや見守り



あいさつでふれ合う地域～自宅前や学校で～



犬の散歩中や、自宅近くでの子どもの見守り

子どもたちにとって、地域の大人は安全安心を守ってくれる大切な存在です。できる時に、できる場所で、できることで、地域の宝である子どもたちに、愛情たっぷりの目と声をかけていきましょう。

## 地域の文化を伝える取組



休日や放課後等に地域文化の伝承活動を通じた世代交流

地域の文化は、大人と子どもをつなぐ大切な知恵と愛情のバトンです。

文化の伝承を通じて、子どもたちは、自分が生まれ育った郷里に誇りがもてるものです。

地域(の人)を愛する子どもたちを、地域のよさをいかして育てていきましょう。

## 青少年育成団体による啓発活動



県内では、青少年育成県民会議や市町民会議、子ども会など多くの健全育成団体が、さまざまな活動を通じて子どもたちの健やかな育ちを支援しています。

また、知事から委嘱された「ココロねっこ指導員」や「ココロねっこ推進員」が中心となって各市町で運動の啓発を行ったり、日常的な活動に取り組んでいます。みなさんも一緒に参加してみたいはいかがですか。

ありがとう  
ございます！



## 「家庭の日」の実践



家族でイベントに参加

「家庭の日」とは、家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするための運動です。

本県では、毎月第3日曜日を標準として毎月1回「家庭の日」を定め、家庭の絆を深めるような取組を推進しています。

あなたの家庭でも「家庭の日」の実践に取り組んでみてはいかがですか。

## 学校・幼稚園・保育所等との連携



おやじの会と学校の協力による  
イベントの開催



学校支援会議や地域ボランティアによる  
教育支援

親子のふれあいを目的としたイベントへの参加や、イベント・学習の支援などあなたの得意なことを、子どものために生かすことは自身の生きがいにもなります。「一人じゃちょっと…」という人は、知り合いの方と一緒に参加してみてもいいかもしれません。



## 企業による啓発活動



「ココロねっこ運動」の  
ステッカー、のぼり、ポ  
スターを見かけたこと  
ありますか？



ココロねっこバッジの着用やポスターの掲示等による広報啓発活動や、ノー残業デー等子育て家庭に配慮した職場環境づくりに取り組んでいる企業があります。

あなたの職場でも、「できることから 大人から」を合言葉に、ぜひ取り組んでみてはいかがでしょうか。

# はじめてみませんか こんなことから



## ココロねっこ運動ステップアップ表

一人で



数人で



みんなで

家庭で

- 家族であいさつ  
おはよう・ありがとう等
- 親や大人としての  
姿を示す  
言葉遣い・家事等
- 子どもの話に耳を  
傾ける など

- 子どものことについて話す
- 親子10分間読書
- 家族で料理
- 豊かな体験活動

- 一緒に食事
- 地域行事に参加
- 「家庭の日」の実践
- ノーメディアの日  
など

学校や地域で

- 通学・下校時の  
あいさつや見守り
- 町内の防犯巡回に参加
- 学校や地域の行事に参加
- 学校にボランティアに参加
- こども110番の家として協力
- 自治会、PTA、子ども会等に参加 など

- 学校支援会議に参加  
学習支援、施設整備、通学合宿 など
- 地域行事の運営
- 夏祭り、交通安全運動
- 子ども会行事 など



職場で

- 職場周辺で  
あいさつ  
清掃



など

- 職場としてできる  
ことについて考える  
例えば…社用車を  
こども110番の車に
- 子ども・子育ての  
情報交換  
例えば…社内で  
子育て講話 など

- 清掃活動
- 地域行事に参加
- ノー残業デー
- 子育てのために休み  
がとりやすい雰囲気  
づくり

など



これから取り組んでみたいことを  
書いてみましょう

●家庭では

●学校や地域では

●職場では

# 長崎県子育て条例

平成20年10月14日施行

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。

本県の美しい自然環境や海外との交流の歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として大切に育てられることは、県民すべての願いです。

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、地域の活力や、家庭と地域の養育力の低下が心配されています。子どもが自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できる環境をつくること、私たちにあって何よりも重要な課題です。

私たちは、今こそ、しっかりと子どもと向き合い、何をなすべきか、子どもや子育て家庭にとって何が幸せかを考えなければなりません。

また、子どもが成長に応じた出会いや体験をとおして、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てなければなりません。そして、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手を取りあって具体的に行動することが大切です。

私たちすべての大人はそれぞれの責任を自覚して、親が安心して子どもを生き育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現に県民総ぐるみで取り組むことを決意し、この条例を制定します。



## 第1章 総則

(めざすもの)

第1条 この条例は、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県、市町、保護者、県民、学校等など、それぞれの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目的としています。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2) 保護者 父母や里親など、実際に子どもを保護し監督する者をいいます。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。
- (4) 地域の団体 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなど、地域で活動する団体をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例では、子育てについて次のように考えます。

- (1) 子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあります。
  - (2) 子どもや子育て家庭を県民総ぐるみで支援します。
  - (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることなく、最善の利益が考慮されます。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。
- 2 県は、この条例に役割を定めるものと連携して、この条例に関する施策を行います。

(県の役割)

第4条 県は、基本的な考え方にそって、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(市町の役割)

第5条 市町は、県などと連携して、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもと過ごす時間を大切に、子どもに基本的な生活習慣と社会のルールを身につけさせ、思いやりのある自立した社会人となるよう、深い愛情と責任を持って育てます。

- 2 保護者は、地域の一員として積極的に地域の人たちと交流し、地域の子どもの健やかな成長を支援します。
- 3 保護者は、子育てなどで悩みがあるときは速やかに周囲の人や専門機関などに相談します。

(県民の役割)

第7条 県民は、地域の一員としての自覚を持ち、学校等や地域の団体と協力して、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めます。

- 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、保護者や地域の団体などと協力して、子どもの豊かな人間性など生きる力を育てます。

- 2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。

(PTAなどの役割)

第9条 PTA(学校における保護者などで構成される団体をいいます。)などは、子どもの健やかな成長をめざし、学校等や地域の団体などと協力して活動します。

(地域の団体の役割)

第10条 地域の団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談ができるよう努めるなど、地域の子育てを支援します。

- 2 地域の団体は、子どもが豊かな心や社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。
- 3 地域の団体は、子どもや子育ての支援にあたっては、相互に連携するように努めるとともに、学校等や保護者の取組に協力します。

(医療機関の役割)

第11条 医療機関は、県や市町などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めます。

2 医療機関は、県や市町などと連携して、児童虐待などの早期発見や早期対応に努めます。

(事業主の役割)

第12条 事業主は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めます。

2 事業主は、県や市町、学校等や地域の団体などが行う子どもや子育て支援のための取組に協力します。

## 第2章 子育て環境の整備

(妊娠・出産の支援)

第13条 県は、市町や医療機関などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるように、周産期(妊娠22週から出生後7日未満の時期をいいます。)医療や小児医療の充実に向けた取組を進めます。

2 県は、妊娠や出産に関する悩みや不妊治療に関して、相談や情報提供など必要な取組を進めます。

(子育て支援の充実)

第14条 県は、市町などが実施する保育サービスや子どもの居場所づくり、地域の子育て支援拠点づくりに関する取組などを支援します。

(家庭教育への支援)

第15条 県は、市町などと連携して、子育てについて学習する機会や情報を保護者に提供するなど、家庭教育を支援します。

2 県は、市町などと連携して、子どもが体験活動などに積極的に参加するように、保護者へ広報や啓発を行います。

3 県は、市町や企業などと連携して、保護者に、電子ゲームや情報機器類への依存がもたらす弊害などの情報を提供するなど、必要な取組を進めます。

(まちづくり)

第16条 県は、市町などと連携して、子どもがのびのびと活動できる場所を確保するなど、子どもや保護者などの利用に配慮した安全に生活できるまちづくりに向けた取組を進めます。

(仕事と家庭生活の調和)

第17条 県は、子どもが保護者とできるだけ多くの時間をともに過ごすことができるように、仕事と家庭生活の調和や育児における保護者の役割などについて、県民への普及と啓発を行います。

2 県内の一般事業主(国や地方公共団体以外の事業主をいいます。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定と公表、従業員への周知に努めます。

(広報と啓発)

第18条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

## 第3章 児童虐待やいじめなどの防止

(相談・支援体制の充実)

第19条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。

(児童虐待への対応)

第20条 県は、市町などと連携して、虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者などに適切に対応します。

(市町などへの支援)

第21条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題に適切に対応するために、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に基づき市町が設置する要保護児童対策地域協議会や、児童福祉施設などを支援します。

## 第4章 ココロねっこ運動の推進

(ココロねっこ運動)

第22条 長崎県独自の県民運動「ココロねっこ運動」とは、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組をいいます。

(運動の主体)

第23条 ココロねっこ運動の活動主体は、県民一人ひとりであり、前条に定める活動や取組を行う学校等や地域の団体などを含みます。

(運動の支援)

第24条 県は、市町などと連携して、県民一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するように、ココロねっこ運動の普及を支援します。

## 第5章 家庭の日

(家庭の日)

第25条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は、市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

## 第6章 行動計画と協議会

(行動計画)

第26条 県は、この条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、行動計画を定めます。

(協議会)

第27条 県は、この条例に関する取組を、市町、学校等、地域の団体、企業などと連携して推進するための協議会を設置します。

2 県は、行動計画を定めるときや変更するとき、協議会の意見を聴きます。

3 協議会は、委員50人以内で組織します。

4 委員は、広く県民の中から、知事が委嘱または任命します。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とします。また、再任されることができません。

6 この他、協議会に関することは別に定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



# ココロねっこ運動登録用紙

FAX番号：095-895-2554(県子ども未来課)

※必要な分をコピーしてお使いください。

団体名など	
-------	--

連絡先	住所	〒□□□-□□□	※市町村名まで公開します
	代表者名	-	<input type="checkbox"/> ◀ 名前を公開してよい場合は <input checked="" type="checkbox"/>
	電話番号	-	<input type="checkbox"/> ◀ 電話番号を公開してよい場合は <input checked="" type="checkbox"/>
	ファックス番号		※公開しません
	メールアドレス		※公開しません
	ホームページURL	http://	※公開します

活動分野	主な活動分野 (1つだけ記入)	その他の活動分野
下記の分野から、あてはまる活動の数字を上の欄に記入してください。		
1. あいさつ・声かけ運動    2. 自然体験    3. 植栽・育樹    4. 資源リサイクル    5. 清掃活動    6. 職場体験・職場見学		
7. 通学合宿    8. 伝統文化保存伝承    9. 絵画・料理等文化活動    10. スポーツ活動    11. 本の読み聞かせ		
12. 子育て支援    13. 講演会・各種大会    14. その他の体験活動    15. バザー    16. 巡回・補導活動		
17. 社会環境浄化    18. 子育てまちづくりへの取り組み    19. 家族読書・我が家の憲法など家庭での取組    20. その他		

※あいさつ・声かけ運動は、すべての活動の入口です。さまざまな活動の根っことしてすべての団体で取り組んでいただければ幸いです。

活動内容	(150文字以内で簡潔に)
<hr/>	

## ココロねっこ運動への団体登録のお願い

- これまでも、多くの団体等に取組の登録をいただいています。(本紙P4参照)
- 登録は、運動の趣旨に賛同し、みんなで子どもを守っていることを表明するためのものです。
- 登録により、新たな活動の義務等が生じるものではありません。
- 登録は、この用紙のFAX送信のほか、「ココロねっこ運動」ホームページからも行えます。  
(必要に応じてこの用紙をコピーしてご使用ください)
- 新規の登録を、是非お願いします。



ココロねっこBOOK / 平成25年3月発行 長崎県

【連絡先】長崎県福祉保健部子ども政策局子ども未来課  
〒850-8570 長崎市江戸町2-13 TEL095-895-2686 FAX095-895-2554